令和元年度　農産物等の放射性物質検査の実施について

農業技術課

1　目的

本県は、平成29年3月24日付け、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷規制等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、栽培・飼養管理が可能な品目（農産物等）について検査対象自治体から除外されたところであるが、本県では高品質な農産物の輸出を積極的に推進する中、未だ一部の諸外国・地域によっては検査証明などの規制があるため、引き続き、主要農産物について放射性物質検査を実施する。

2　基本的な考え方（品目の選定方法、地域の選定等）

（1）検査する品目については、香港や台湾などへの輸出を想定している農産物を対象とする。

（2）対象となる農産物は、平成28年度まで全ての品目で不検出であったことから、生産状況、出荷時期、地域性を考慮しながら、原則として品目ごとに1検体を主要な産地からサンプル採取する。

（3）検査時期は、各品目の出荷開始前から出荷初期段階の時期とする。

（4）検査の結果は、県ホームページ等で随時公表する。

（5）検査の結果、厚生労働省が定める規制値を超えた場合、県は出荷団体等に対し、当該品目の出荷の自粛を要請する。

表1　月別検査品目、点数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
検査品目数（下表）	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	6品目
検査点数	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	6検体

表2　検査品目・品種等

分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
果実類				モモ スモモ	ブドウ		カキ						4品目 4検体
野菜類													
穀類					小麦		米						2品目 2検体
肉・乳製品類													
その他													
													6品目 6検体